

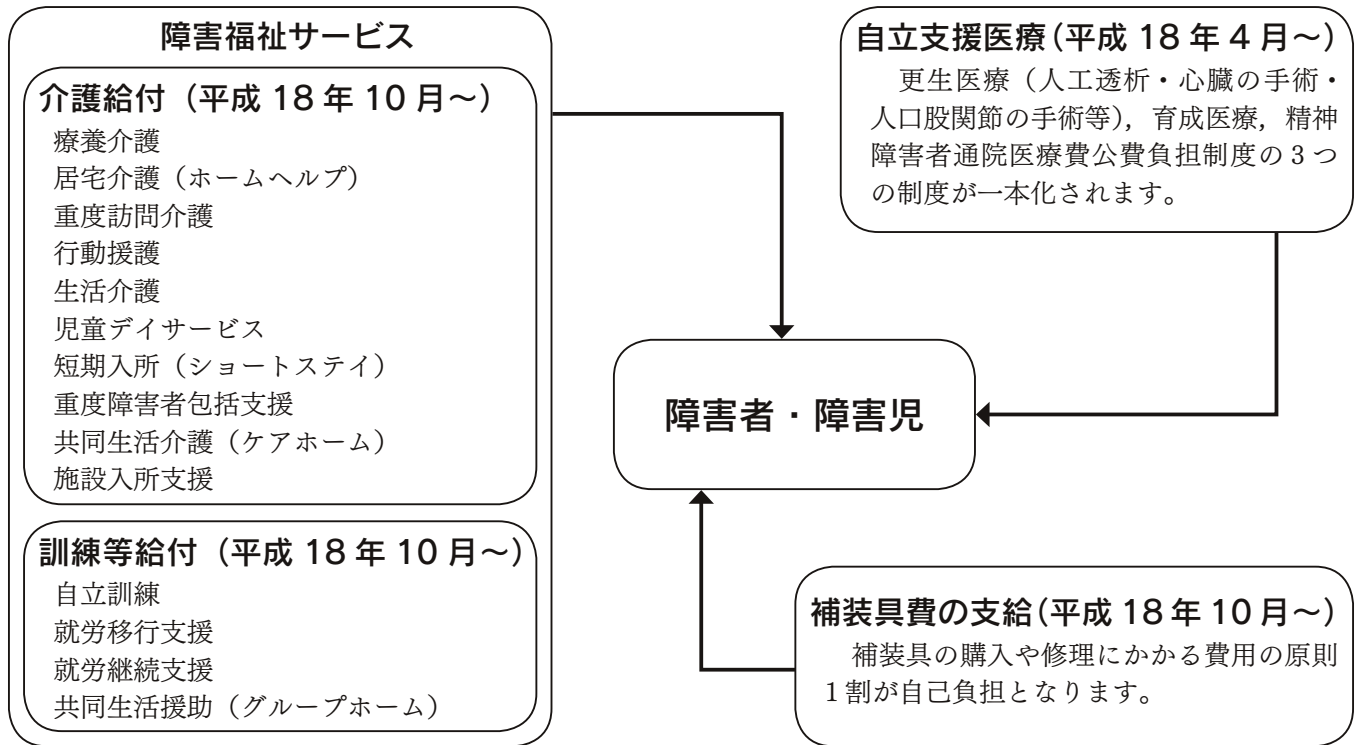
4月から障害者自立支援法が施行されます。

～サービス体系と利用者負担のしくみが変わります～

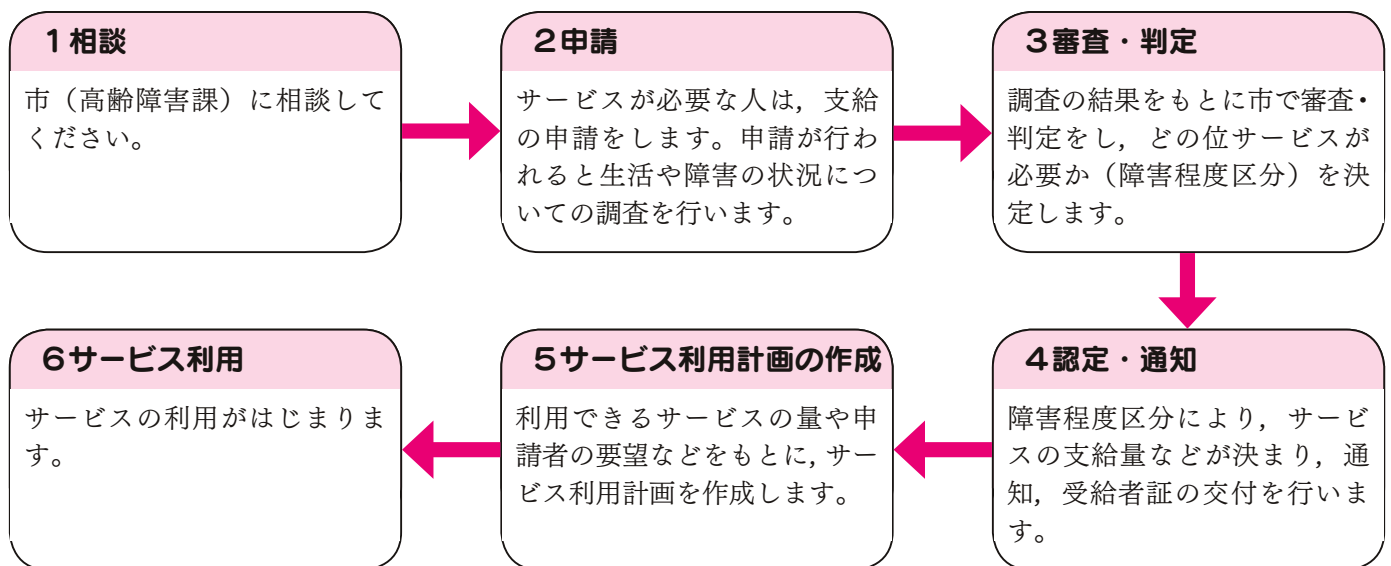
障害者自立支援法とは、3障害（身体障害・知的障害・精神障害）の従来の福祉サービスや公費負担医療等を一元化し、各サービスを利用したときに原則として1割負担を利用者本人に求め、残りの9割を国・県・市町村で負担する新しい制度です。

障害者自立支援法の成立により、障害がある人の状態やニーズに応じた適切な支援が効率的に行われるように、また、できるだけ地域で自立した生活が送れるように、サービスのしくみが整備されます。

障害者自立支援法によるサービスのしくみ



障害福祉サービスの利用のしかた



■サービスの利用には1割負担が必要となります。

利用者負担は、従来の所得に応じた応能負担から、利用したサービスの1割の定率負担に変わります。ただし、月ごとの利用者負担には所得に応じた上限がありますので、詳しくはお問い合わせください。

■問い合わせ先

高齢障害課障害福祉係
☎ 82-1170